別紙

『 深谷市中小企業退職金共済掛金等補助制度とは 』

この制度は、小規模企業者の育成と従業員の生活安定を図ることを目的として、事業者が負担している従業員退職金共済掛金の一部を市で補助するために制定されたものです。

◇ **補助対象の要件**

次の①から③の要件をすべて満たす事業が、補助対象となります。

---

①常時雇用する従業員が、２０人（商業・サービス業は５人）以下である。

※フルタイムのパートの方も上記人数に含む。

②中小企業退職金共済制度又は特定退職金共済制度を契約している。

③市内に工場、店舗又は事務所等を有し、１年以上事業実績があり、深谷市税を完納している。

注意：市からのお知らせは、①から③の要件を満たす可能性がある事業所に送付しています。お知らせが届いても、上記の要件を満たさない場合は補助対象外になりますので、申請の際はご確認をお願いいたします。

◇ **補助が受けられる期間**

１人当たり３６か月間

◇ **補助金額**

年間掛金総額の２０％以内。

ただし、月補助上限額２，０００円/人とし、年間総補助金額は２４，０００円/人まで。

◇ **補助対象となる加入者**

平成１４年４月以降に、中小企業退職金共済制度又は特定退職金共済制度に加入した者（これより前の加入者は対象外。）。

◇ **補助対象となる支払期間**

令和６年１月１日から令和６年１２月３１日まで

（期中退会・退職者についても期間内に支払履歴があれば申請できます。）

◇ **申請期間**

令和６年１２月までの掛金を払込みのうえ、令和７年１月６日（月）から 令和７年１月３１日（金）まで に、該当する申請先に申請してください。

◇ **その他**

訂正がある場合は、今回の申請に関して正当な権限を有する方の記名・押印をいただくか、一旦お持ち帰りになり再度提出いただきます。